

韓国における感染症対策の強化

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

I 2015年のMERS感染拡大の経緯と法改正

II 感染症の予防及び管理に関する法律

1 改正法の構成と特徴

2 国家防疫体制改編案とその後の関連法改正

おわりに

翻訳：感染症の予防及び管理に関する法律（抄）

はじめに

韓国における感染症対策は、ヒト（人獣共通感染症を含む）の感染症の場合は「感染症の予防及び管理に関する法律」⁽¹⁾（以下「感染症予防管理法」という。）により、家畜の伝染病の場合は「家畜伝染病予防法」⁽²⁾により、それぞれ規定されている。

ヒトの感染症対策に係る感染症予防管理法の起源は、1954年に制定された「伝染病予防法」⁽³⁾に遡る。伝染病予防法は制定以降、これまで何度も改正を重ねてきたが、近年の改正の特徴として、2000年代前半に世界的規模で流行したSARS（重症急性呼吸器症候群）のような感染症や、アメリカの9.11テロ以降の生物テロの可能性への対応を目的とした改正が挙げられる。

2003年の伝染病予防法の改正⁽⁴⁾では、生物テロ伝染病の定義が新設されるとともに、生物テロ伝染病患者及び保健福祉部（部は省に相当）長官（以下「長官」という。）が定める伝染病患者等に対する隔離措置の根拠規定が新設された。2009年には伝染病予防法が全面改正され⁽⁵⁾、「寄生虫疾患予防法」（1966年制定）と統合されて感染症予防管理法へと生まれ変わった。これにより、ヒトからヒトに伝染しない疾病も含んだ、より幅広い概念である「感染症」への対策を規定した法律が誕生した。また、2014年の感染症予防管理法改正⁽⁶⁾では、長官が、生物テロ感染症その他感染症の大流行に備えた医薬品の供給の優先順位等の分配基準を定める規定（第40条の2）も新設された。

2015年、中東呼吸器症候群（Middle East Respiratory Syndrome. 以下「MERS」という。）が

(1) 「감염병의 예방 및 관리에 관한 법률」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1552&PROM_DT=20151229&PROM_NO=13639〉なお、原文の直訳は「感染症の予防及び管理に関する法律」である。以下、インターネット情報は2016年1月6日現在である。

(2) 「가축전염병 예방법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1340&PROM_DT=20150622&PROM_NO=13353〉

(3) 「傳染病豫防法」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1552&PROM_DT=19540202&PROM_NO=00308〉

(4) 「전염병예방법중개정법률안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=024569〉

(5) 「전염병예방법 전부개정법률안(대안)」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_I0B9Q0L9Y2F2S1E5I1K4V1F1V5S0R1〉

(6) 「감염병의 예방 및 관리에 관한 법률 일부개정법률안(대안)」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_O1D4Y0N2F2E0J1X9X4H8G0R6U0D8W6〉

韓国で猛威をふるい、韓国社会を大きく揺るがせた。この問題を契機として、感染症対策を一層強化するため、2015年7月と12月に感染症予防管理法が重ねて改正された。本稿では、MERS 感染拡大の経緯と法改正の概要を紹介し、併せて感染症予防管理法を抄訳する。

I 2015年のMERS 感染拡大の経緯と法改正

MERS とは、発熱、せき、息切れ等の症状を伴うウイルス性の感染症であり、高齢者や基礎疾患を有する者は重症化する傾向があるとされる⁽⁷⁾。2012年に世界で初めて確認されて以降、中東地域を中心に発生しており、韓国でMERS 感染が最初に確認された患者（以下「1番患者」という。）も中東地域からの帰国者であった。1番患者は2015年4月18日から5月3日まで中東4か国を訪問し、5月4日に帰国した。症状が現れた同月11日から9日後の同月20日にMERSに感染していることが確定し、同日、保健福祉部疾病管理本部⁽⁸⁾はMERSの感染者が国内で初めて確認されたことを公表した⁽⁹⁾。

1番患者は5月20日の感染確定時までに4つの病院を訪問した。その過程で、MERS 感染はさらに2次感染、3次感染と急速に拡大し、6月13日にはついに4次感染者（救急車の運転者）が確認される事態に至った⁽¹⁰⁾。最初に感染が確認されてから1か月後の6月20日時点で計166人の感染が確認され、そのうち24人が死亡した⁽¹¹⁾。MERS 感染の拡大は7月以降終息に向かったが、政府が事実上の終息宣言を行った同月28日時点で感染者は計186人となり、死亡者も36人に増加した⁽¹²⁾。その後、10月25日と11月25日に1人ずつ死亡したため、合計死亡者数は38人となった。また、隔離対象者となり後に隔離措置が解除された者は計16,752人に達している⁽¹³⁾。

MERS 感染が比較的短期間で急拡大した要因として、WHO（世界保健機関）と韓国政府の合同調査団（以下「合同調査団」という。）は、①MERS に対する認識不足、②過密状態の救急室（Emergency Room）、③韓国の病院文化（複数の病院を訪ね歩く「ドクターショッピング」や、大勢の家族・友人による病室訪問）を指摘した⁽¹⁴⁾。

マスメディアは、韓国の病院文化がMERS 感染拡大の一因であるという合同調査団の指摘を謙虚に受け止める一方⁽¹⁵⁾、保健福祉部に対しては、感染症患者が発生した医療機関名

(7) MERS の概要については次のサイトを参照。厚生労働省「中東呼吸器症候群（MERS）に関するQ&A 4版」2015.6.25. <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers_qa.html>

(8) 長官の下に設置されている感染症等の教育研究機関。

(9) 「중동호흡기증후군(메르스) 환자 국내 유입 확인」 질병관리본부, 2015.5.20. <http://www.cdc.go.kr/CDC/intro/CdcKrIntro0201.jsp?menuIds=HOME001-MNU1154-MNU0005-MNU0011&fid=21&q_type=&q_value=&cid=62905&pageNum=1>

(10) 보건복지부「메르스 확진자 12명 추가, 총 138명」2015.6.13. <http://download.mw.go.kr/front_new/modules/download.jsp?BOARD_ID=140&CONT_SEQ=323376&FILE_SEQ=171233>; 「4차 감염자 첫 발생...메르스 환자 12명 늘어 138명」『연합뉴스』2015.6.13. <<http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2015/06/13/0200000000AKR20150613015052017.HTML?input=1195m>>

(11) 보건복지부「메르스(중동호흡기질환) 일일 현황」2015.6.20. <http://download.mw.go.kr/front_new/modules/download.jsp?BOARD_ID=140&CONT_SEQ=323625&FILE_SEQ=171891>

(12) 보건복지부「메르스(중동호흡기질환) 일일 현황」2015.7.28. <http://download.mw.go.kr/front_new/modules/download.jsp?BOARD_ID=140&CONT_SEQ=324488&FILE_SEQ=172880> なお、政府が正式に韓国におけるMERS 終息の宣言を行ったのは同年12月23日である。

(13) MERS に関する各種情報は、疾病管理本部が運営する専用サイト「바르게 알고 미리 예방하는 메르스」<<http://www.mers.go.kr/mers/html/jsp/main.jsp>> で閲覧可能である。

(14) World Health Organization, “WHO recommends continuation of strong disease control measures to bring MERS-CoV outbreak in Republic of Korea to an end,” June 13, 2015. <<http://www.wpro.who.int/mediacentre/releases/2015/20150613/en/>>

(15) 「[사설] “한국 의료문화가 문제” 라는 WHO 지적 뼈아프다」『중앙일보』2015.6.15. <<http://news.joins.com/article/18023950>>

を非公表とする等の失敗が感染拡大をもたらしたとして批判した⁽¹⁶⁾。政府は、医療機関の公開が、患者の病院忌避、病院による診療忌避、病院所在地域の混乱及び地域経済悪化等を招くことを理由に非公表としてきたが、公開要求の高まりを受け、6月7日になってようやく医療機関名の公開に踏み切った⁽¹⁷⁾。

MERS 感染拡大を受け、国会も感染症対策を強化するための法改正に乗り出し、保健福祉委員会において感染症予防管理法の改正案の審議が早急に行われた。国会審議では、保健福祉部による情報公開を義務付けることや、一部の患者や隔離対象者から十分な情報や協力が得られなかった問題への対応等も議論された⁽¹⁸⁾。最終的に、長官による情報公開等を骨子とする同委員会案⁽¹⁹⁾が6月24日及び25日の審議でまとめられ、翌26日の本会議で可決された。改正法は7月6日に公布された（公布と同日に施行される一部条項を除き、2016年1月7日施行）。

さらに12月には、感染症予防管理法の追加改正が行われた。7月の改正時は、陰圧病床⁽²⁰⁾を備えた感染症専門病院設置の根拠規定等に関する議論も行われたが、審議時間が十分に確保されず、議論が先送りされていた。12月9日、これら7月改正に間に合わなかった事項を含む追加改正のための改正案⁽²¹⁾が本会議で可決され、同月29日に公布された（2016年6月30日施行予定）。これにより、感染症専門病院設置の法的根拠、調査拒否者に対する強制隔離規定、医療従事者、隔離者等に対する財政的支援規定等が新設された。

II 感染症の予防及び管理に関する法律

1 改正法の構成と特徴

感染症予防管理法は、第1章：総則（第1条～第6条）、第2章：基本計画及び事業（第7条～第10条）、第3章：通報及び報告（第11条～第15条）、第4章：感染症監視及び疫学調査等（第16条～第20条の2）、第5章：高危険病原体（第21条～第23条）、第6章：予防接種（第24条～第33条の2）、第7章：感染伝播の遮断措置（第34条～第48条）、第8章：予防措置（第49条～第59条）、第9章：防疫官、疫学調査官、検疫委員、予防委員等（第60条～第63条）、第10章：経費（第64条～第73条）、第11章：補則（第74条～第76条の2）、第12章：罰則（第77条～第83条）及び附則から成る。

感染症予防管理法は、感染症に係る政策の策定から、予防接種をはじめとする感染症予防、実際に感染症が発生及び流行した場合に国、地方公共団体、医療従事者等が取るべき対応、感染症により発生した被害に対する損失補償に至るまで、感染症に関する事項を包括的に規定している。

(16) 「[사설] 투명한 정보공개가 재난 극복의 출발점」『한겨레』2015.6.4. <<http://www.hani.co.kr/arti/opinion/editorial/694275.html>> 合同調査団も、透明で迅速な情報公開がなされなかったことを初期対応の失敗の1つに挙げている。「WHO “한국정부 통제조치 어느 국가와 비교해도 강력” —한국-WHO 합동평가단 기자회견 일문일답」2015.6.13. <<http://korea.kr/policy/mainView.do?newsId=148796572>>

(17) 보건복지부「메르스 발생병원 모두 전면 공개」2015.6.7. <http://www.mohw.go.kr/front_new/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=39&CONT_SEQ=323126>

(18) この問題が議論された6月24日及び25日の国会保健福祉委員会及び同小委員会における審議の詳細については、国会会議録 <<http://likms.assembly.go.kr/record/index.jsp>>を参照。

(19) 「감염병의 예방 및 관리에 관한 법률 일부개정법률안」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_C1D5Q0H6C2I5J1C4X3O1R1E3R1V0K9>

(20) 室内の空気が外部に漏れないよう、気圧を周囲よりも低く設定した病床。空気感染による感染症の拡大を防ぐ効果があり、主として感染症患者の治療に用いられる。

(21) 「감염병의 예방 및 관리에 관한 법률 일부개정법률안 (대안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_T1X5D1I1V2C5S2W1L1T4H0H8R2K9G8>

2015年7月及び12月の法改正による主な改正点は、①感染症専門病院設置の根拠規定の新設（第8条の2）、②疫学調査において、正当な理由なくこれを拒否・妨害・回避する行為、虚偽の陳述、虚偽の資料提出、故意に事実を告げない行為及び故意に隠蔽する行為の禁止（第18条第3項）、③感染症の拡大時に長官が感染症患者の移動経路、移動手段、診療医療機関、接触者の現況等の情報を迅速に公開する条項の新設（第34条の2）、④感染症患者等の確認のための調査・診察を拒否する者に対する強制隔離規定の新設（第42条第5項）、⑤感染症の発生現場における防疫官及び疫学調査官の権限強化（第60条及び第60条の2）、⑥医療従事者、医療機関、感染症患者等に対する支援（第70条の3及び第70条の4）等、多岐にわたっている（主な改正項目については表参照）。

2 国家防疫体制改編案とその後の関連法改正

2015年7月の法改正後の同年9月1日、政府は今回のMERS感染拡大の過程で明らかとなった諸問題に対応するための後続措置として、①疾病管理本部長（以下「本部長」という。）の地位の変更、②包括看護サービスの導入、③感染症専門病院の設置規定の新設をはじめとする「国家防疫体制改編案」⁽²²⁾（以下「改編案」という。）を公表した。その後、③については、前述のとおり2015年12月の感染症予防管理法の追加改正により法的根拠が新設されたが、①及び②についても法改正が実現した。

①は、本部長（室長級）の地位を次官級に引き上げ、疾病管理本部の機能と役割を強化することを意図したものである。2015年9月25日、本部長の地位を次官級に引き上げるための政府組織法改正法案⁽²³⁾が政府提出法案として国会に提出され、同年12月9日に国会本会議で可決された。改正法は同月22日に公布された（2016年1月1日施行）。

②は、韓国の病院文化改善の一環として改編案に盛り込まれたものである。これまで韓国では、看護師等の病院スタッフのみで入院患者の看護を引き受ける体制は一般的でなく、入院患者の家族や介添人による介添えが必要であった。そのため、医療従事者や入院患者以外の者が病室に自由に入出入りする状況を招き、前述のとおり、合同調査団にMERS感染拡大の一因であると指摘された。これを受けて改編案では、入院患者に対し家族や介添人による介添えを必要としない「包括看護サービス」（基準看護に相当）の導入が盛り込まれ⁽²⁴⁾、2015年11月5日及び17日に、包括看護サービスの法的根拠を整備するための2つの医療法改正法案⁽²⁵⁾が議員立法により国会に提出された。2つの改正法案は、国会審議の過程で他の関連法案とともに一本化され、同年12月9日に国会本会議で可決された⁽²⁶⁾。改正法は同月29日に公布され、包括看護サービス（改正法上の用語は「看護・看病統合システム」）に係る条項は、2016年9月30日に施行される。

(22) 보건복지부「신종감염병 대응 24시간 긴급상황실 설치 등 국가방역체계 개편」2015.9.1. <http://download.mw.go.kr/front_new/modules/download.jsp?BOARD_ID=140&CONT_SEQ=325188&FILE_SEQ=174462>

(23) 「정부조직법 일부개정법률안」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_J1M5N0F9T2G5W1U0Z1H0Z0A7W8D2X0>

(24) 包括看護サービス自体は、今回のMERS感染拡大を契機として突如浮上した施策ではなく、政府が2013年以降、試験事業を行うなど将来的な導入のための準備を進めていた。

(25) 「의료법 일부개정법률안」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_P1I5E1G1O0W5C1W7P3I4O3N2S8U2O7>; 「의료법 일부개정법률안」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_O1A5R1M1L1U7C1Q8J3R9I1N6K0F2E0>

(26) 「의료법 일부개정법률안 (대안)」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_L1N5B1P1Q2M6C0F1D5U8F5R1K2S1K5>

表 改正感染症予防管理法（2015年7月6日及び同年12月29日改正）の主な改正項目

条	改正時期	見出し	主な改正内容
2	7月	定義	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉部令で規定していた第4群感染症を法律で規定しMERSを追加 第4群感染症及び第5群感染症に、緊急の対処を要する長官指定の感染症を追加 「管理対象海外新感染症」（注1）の定義を新設
4	7月	国及び地方公共団体の責務	<ul style="list-style-type: none"> 責務の追加（第2項第14号～第17号新設） 情報共有等を通じた相互協力義務を明記 医療機関・団体との情報共有義務を明記
5	7月	医療従事者等の責務及び権利	<ul style="list-style-type: none"> 感染症患者の診断・治療等に伴う被害補償を明記 長官又は地方公共団体の長の行政命令への積極的協力義務を明記
6	7月	国民の権利及び義務	<ul style="list-style-type: none"> 治療を受ける権利、隔離・治療等に伴う被害補償等を明記 隔離措置等への協力義務を明記 国及び地方公共団体による迅速な情報公開を明記
7	7月	感染症予防管理計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> 5年ごとに定める基本計画に含める事項に、医療機関間の情報共有を追加
8-2	12月	感染症病院	<ul style="list-style-type: none"> 感染症専門病院の設置・指定根拠の新設
11	7月	医師等の通報	<ul style="list-style-type: none"> 実験室検査等を通じて発見した感染症患者等に関する報告義務を追加
12	7月	その他の通報義務者	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉部令で定める事項に通報期間を追加
17	7月	実態調査	<ul style="list-style-type: none"> 長官に限られていた実施者に広域自治体の長を追加
18	7月	疫学調査	<ul style="list-style-type: none"> 疫学調査結果に関する情報を医療機関へ提供することを義務化 虚偽の陳述、虚偽資料の提出及び故意の事実隠蔽等を禁止事項に追加
18-2	7月	疫学調査の要請	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者等が長官等に疫学調査を要請できる条項を新設
18-3	7月	疫学調査人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> 疫学調査官の人材養成に関する条項を新設
18-4	7月	資料提出要求等	<ul style="list-style-type: none"> 長官が疫学調査に関して関係省庁等に資料提出要求をしたり職員派遣等の支援要請ができる根拠条項を新設
34	7月	感染症危機管理対策の策定・実施	<ul style="list-style-type: none"> 長官が策定する感染症危機管理対策に含める事項に、海外新感染症の国内流入に関する事項を追加 長官に対し危機管理対策に係る定期的な訓練実施を義務化
34-2	7月	感染症危機時の情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の拡大時に長官が感染症患者の①移動経路、②移動手段、③診療医療機関、④接触者の現況等の情報を迅速に公開することに関する条項の新設
35-2	7月	災難時の医療従事者に対する虚偽陳述等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 一定レベル以上の予報・警報発令後は医療従事者に対して来院履歴、受診履歴等に関し虚偽の陳述、虚偽資料の提出、故意の事実隠蔽等を禁止
36	7月	感染症管理機関の指定等	<ul style="list-style-type: none"> 感染症発生等の緊急時に、地方公共団体の長が感染症管理機関に対して診療開始等の指示ができる条項を新設
36	12月	感染症管理機関の指定等	<ul style="list-style-type: none"> 感染症管理施設への陰圧施設設置
37	7月	感染症危機時の感染症管理機関の設置等	<ul style="list-style-type: none"> 感染症発生等の緊急時に、地方公共団体の長が一時的に感染症管理機関として指定した機関に対して診療開始等の指示ができる条項を新設
39-2	12月	感染症管理施設の評価	<ul style="list-style-type: none"> 長官等による感染症管理施設の評価
41-2	12月	事業主の協力義務	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の入院・隔離時の有給休暇付与の規定を新設

42	12月	感染症に関する強制処分	・ 調査拒否者に対する強制隔離規定を新設
47	7月	感染症流行に対する防疫措置	・ 長官、地方公共団体の長が講ずる汚染場所の防疫措置を明記（一時的閉鎖、出入禁止、移動制限等）し、洗濯場所及び汚物処理に関する命令を追加
50	7月	その他の感染症予防措置	・ 学校（幼小中高大）の休校に関する条項を新設（注2）
60	7月	防疫官	・ 感染症発生地域の現場に対する通行制限等の措置権限を付与
60-2	7月	疫学調査官	・ 増員（保健福祉部に30人以上、広域自治体ごとに2名以上配置） ・ 緊急時に汚染場所に対する第47条の防疫措置を講ずる権限を付与
60-3	12月	一時的従事命令	・ 長官、広域自治体の長による、感染症発生時等における医療従事者等への一時的従事命令
70	12月	損失補償	・ 損失補償に関する規定を具体化
70-2	12月	損失補償審議委員会	・ 損失補償に関する事項を審議・議決するための委員会の設置に関する条項を新設
70-3	12月	医療従事者又は医療機関開設者に対する財政的支援	・ 医療従事者又は医療機関開設者に対する財政支援
70-4	12月	感染症患者等に対する生活支援	・ 入院・隔離者に対する生活支援 ・ 入院・隔離者及び医療従事者に対する保育サービス
74-2	7月	資料の提供要請及び検査	・ 感染症管理機関等に対する立入検査等に関する条項の新設
76-2	7月	情報提供要請等	・ 長官及び本部長が、感染症患者等に関する個人情報（位置情報を含む）を収集できる根拠条項を新設
79	7月	罰則	・ 疫学調査の妨害等を行ったり、防疫官の防疫措置に従わなかった場合の罰則を新設
79-2	12月	罰則	・ 位置情報の提供を拒否した者に対する罰則を新設

(注1) 原文の直訳は「管理対象海外新種感染症」であるが、本稿では「管理対象海外新感染症」と訳出した。

(注2) 2015年12月29日、「乳幼児保育法」が改正され、保育園の休園に関する条項も新設された。

(出典) 筆者作成。7月改正及び12月改正の改正部分全体の対照表は、法制処（内閣法制局に相当）が運営する国家法令情報センターのサイトで確認することができる。(<<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=172762&lsId=001792&ancYd=20150706&ancNo=13392&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsOldAndNew#0000>>); (<<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=178127&lsId=001792&ancYd=20151229&ancNo=13639&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsOldAndNew#0000>>)

おわりに

前述のとおり、保健福祉部は、MERS 感染が発生した医療機関名等を当初非公開としたことなど、初期対応の失敗を批判された。2015 年 7 月の感染症予防管理法改正により、疫学調査における虚偽の陳述等の禁止や、長官による迅速な情報公開が規定されたこと、また、同年 12 月の感染症予防管理法の追加改正において、感染症専門病院設置の根拠規定、調査拒否者に対する強制隔離規定等が新設されたことは、感染症対策の強化という方向性を明確に打ち出したものといえる。その一方で、追加改正では、隔離された感染症患者等に対する生活支援に関する条項が新設されるなど、感染症対策の強化に伴う副作用に対応するための条項も新設された。

感染症対策においては、対策の強化と人権の衝突という課題を避けることは困難であり、そのことが特に先鋭的に表れるのが、隔離の問題である。これまで、隔離対象者が隔離を拒否したときは、300 万ウォン以下の罰金に処すると規定されていたが（第 80 条）、感染症対策の強化を重視する立場からは、効果的な感染拡大防止のためには隔離を強制できることを法律に明示することが望ましいという声があった⁽²⁷⁾。同法の追加改正における調査拒否者への強制隔離規定の新設は、そうした声に応えるものであろう。他方、人権を重視する立場からも、隔離が人身拘束の性格を有する以上、隔離の要件や手続等を法律に具体的に規定すべきであるとの意見が出されていた⁽²⁸⁾。

感染症対策の強化と人権の衝突は、今後も依然として課題であり続けるが、いずれの立場を重視するにせよ、人権の制限に係る事項を規定する際は、その要件、手続等を法律に具体的に明示することが要請されており、今回の韓国における一連の感染症予防管理法の改正も、その方向性に沿ったものといえる。

（ふじわら なつと）

(27) 김주경「메르스 확산 대응의 문제점 및 정책 과제」국회입법조사처, 2015.6.8. <http://www.nars.go.kr/brdView.do?brd_Seq=16292&currPg=8&cmsCd=CM0018&category=c3&src=&srcTemp=&pageSize=10>

(28) 이계수「메르스와 법—전염병의 법률학」『민주법학』 58 호, 2015.7, pp.241-242. <http://delsa.or.kr/xe/index.php?mid=dls&listStyle=gallery&page=48&sort_index=regdate&order_type=asc&document_srl=843241>

感染症の予防及び管理に関する法律（抄）

감염병의 예방 및 관리에 관한 법률
(一部改正 2015 年 12 月 29 日 法律第 13639 号 施行日 2016 年 6 月 30 日)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人訳

【目次】（ゴシック体の条文を訳出した。）

第 1 章 総則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 他の法律との関係
- 第 4 条 国及び地方公共団体の責務
- 第 5 条 医療従事者等の責務及び権利
- 第 6 条 国民の権利及び義務

第 2 章 基本計画及び事業

- 第 7 条 感染症予防及び管理計画の策定等
- 第 8 条 感染症管理事業支援機構の運営
- 第 8 条の 2 感染症病院
- 第 9 条 感染症管理委員会
- 第 10 条 委員会の構成

第 3 章 通報及び報告

- 第 11 条 医師等の通報
- 第 12 条 その他の通報義務者
- 第 13 条 保健所長等の報告
- 第 14 条 人獣共通感染症の通報
- 第 15 条 感染症患者等の把握及び管理

第 4 章 感染症監視及び疫学調査等

- 第 16 条 感染症標本監視等
- 第 17 条 実態調査
- 第 18 条 疫学調査
- 第 18 条の 2 疫学調査の要請
- 第 18 条の 3 疫学調査人材の養成
- 第 18 条の 4 資料提出要求等
- 第 19 条 健康診断
- 第 20 条 解剖命令
- 第 20 条の 2 死体の葬送方法等

第 5 章 高危険病原体

- 第 21 条 高危険病原体の分離及び移動の申告
- 第 22 条 高危険病原体の搬入許可等
- 第 23 条 高危険病原体の安全管理

第 6 章 予防接種

- 第 24 条 定期予防接種
- 第 25 条 臨時予防接種
- 第 26 条 予防接種の公告
- 第 26 条の 2 予防接種の内訳の事前確認
- 第 27 条 予防接種証明書
- 第 28 条 予防接種記録の保存及び報告等
- 第 29 条 予防接種に関する疫学調査
- 第 30 条 予防接種被害調査班
- 第 31 条 予防接種完了の確認
- 第 32 条 予防接種の実施週間及び実施基準等
- 第 33 条 予防接種薬品の計画生産
- 第 33 条の 2 予防接種統合管理システムの構築・運

営等

第 7 章 感染伝播の遮断措置

第 34 条 感染症危機管理対策の策定・実施

第 34 条の 2 感染症危機時の情報公開

第 35 条 市・道別感染症危機管理対策の策定等

第 35 条の 2 災難時の医療従事者に対する虚偽陳述等の禁止

第 36 条 感染症管理機関の指定等

第 37 条 感染症危機時の感染症管理機関の設置等

第 38 条 感染症患者等の入所拒否禁止

第 39 条 感染症管理施設等の設置及び管理方法

第 39 条の 2 感染症管理施設の評価

第 40 条 生物テロ感染症等に備えた医薬品及び装備の備蓄

第 40 条の 2 感染症に備えた医薬品供給の優先順位等の分配基準

第 41 条 感染症患者等の管理

第 41 条の 2 事業主の協力義務

第 42 条 感染症に関する強制処分

第 43 条 感染症患者等の入院通知

第 44 条 収監中の患者の管理

第 45 条 業務従事の一時的制限

第 46 条 健康診断及び予防接種等の措置

第 47 条 感染症流行に対する防疫措置

第 48 条 汚染場所等の消毒措置

第 8 章 予防措置

第 49 条 感染症の予防措置

第 50 条 その他の感染症予防措置

第 51 条 消毒義務

第 52 条 消毒業の申告等

第 53 条 消毒業の休業等の申告

第 54 条 消毒の実施等

第 55 条 消毒業者等に対する教育

第 56 条 消毒業務の代行

第 57 条 書類提出及び検査等

第 58 条 是正命令

第 59 条 営業停止等

第 9 章 防疫官、疫学調査官、検疫委員、予防委員等

第 60 条 防疫官

第 60 条の 2 疫学調査官

第 60 条の 3 一時的従事命令

第 61 条 検疫委員

第 62 条 予防委員

第 63 条 韓国健康管理協会

第 10 章 経費

第 64 条 特別自治道・市・郡・区が負担する経費

第 65 条 市・道が負担する経費

第 66 条 市・道が補助する経費

第 67 条 国庫負担経費

第 68 条 国が補助する経費

第 69 条 本人から徴収することができる経費	第 76 条 委任及び委託
第 70 条 損失補償	第 76 条の 2 情報提供要請等
第 70 条の 2 損失補償審議委員会	第 12 章 罰則
第 70 条の 3 医療従事者又は医療機関開設者に対する財政的支援	第 77 条 罰則
第 70 条の 4 感染症患者等に対する生活支援	第 78 条 罰則
第 71 条 予防接種等による被害の国家補償	第 79 条 罰則
第 72 条 損害賠償請求権との関係等	第 79 条の 2 罰則
第 73 条 国家補償を受ける権利の譲渡等の禁止	第 80 条 罰則
第 11 章 補則	第 81 条 罰則
第 74 条 秘密漏洩の禁止	第 82 条 両罰規定
第 74 条の 2 資料の提供要請及び検査	第 83 条 過料
第 75 条 聴聞	附則（抄）

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

この法律⁽¹⁾は、国民の健康に危害がある感染症⁽²⁾の発生及び流行を防止し、その予防及び管理のために必要な事項を規定することにより、国民の健康の増進及び維持に資することを目的とする。

第 2 条（定義）

この法律において使用する用語の意義は、次のとおりである。

1. 「感染症」とは、第 1 群感染症、第 2 群感染症、第 3 群感染症、第 4 群感染症、第 5 群感染症、指定感染症、世界保健機関監視対象感染症、生物テロ感染症、性媒介感染症、人獣共通感染症及び医療関連感染症をいう。
2. 「第 1 群感染症」とは、飲料水又は食品を媒介として発生し、集団発生のおそれが大きく、発生〔時〕又は流行〔時〕直ちに防疫対策を策定しなければならない次の感染症をいう。
 - イ. コレラ
 - ロ. 腸チフス
 - ハ. パラチフス
 - ニ. 細菌性赤痢
 - ホ. 腸管出血性大腸菌感染症
 - ヘ. A 型肝炎
3. 「第 2 群感染症」とは、予防接種を通じて予防及び管理が可能で、国の予防接種事業の対象となる次の感染症をいう。
 - イ. ジフテリア
 - ロ. 百日咳
 - ハ. 破傷風
 - ニ. はしか

(1) 「감염병의 예방 및 관리에 관한 법률」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1552&PROM_DT=20151229&PROM_NO=13639〉本稿では感染症に係る政策の策定、感染症発生時における国、地方公共団体、医療従事者等が取るべき対応に係る条項を中心に訳出した。以下、インターネット情報は 2016 年 1 月 6 日現在である。なお、〔 〕内の語句は、訳者による補記である。

(2) 原文の直訳は「感染病」である。

- ホ．流行性耳下腺炎
 - ヘ．風疹
 - ト．ポリオ
 - チ．B型肝炎
 - リ．日本脳炎
 - ヌ．水痘
 - ル．Hib感染症⁽³⁾
 - ヲ．肺炎球菌〔感染症〕
4. 「第3群感染症」とは、間欠的に流行する可能性があり、継続してその発生を監視し防疫対策の策定を必要とする次の感染症をいう。
- イ．マラリア
 - ロ．結核
 - ハ．ハンセン病
 - ニ．猩紅熱
 - ホ．髄膜炎菌性髄膜炎⁽⁴⁾
 - ヘ．レジオネラ症
 - ト．ビブリオ・バルニフィカス感染症⁽⁵⁾
 - チ．発疹チフス
 - リ．発疹熱
 - ヌ．ツツガムシ病
 - ル．レプトスピラ症
 - ヲ．ブルセラ症
 - ワ．炭疽症
 - カ．狂犬病
 - ヨ．腎症候性出血熱
 - タ．インフルエンザ
 - レ．後天性免疫不全症候群（AIDS）
 - ソ．梅毒
 - ツ．クロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）及び変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）
5. 「第4群感染症」とは、国内において新規に発生し、若しくは発生するおそれのある感染症又は国内流入のおそれのある海外流行感染症であって、次に掲げるものをいう。ただし、急速な国内流入又は流行が予見され、緊急に予防・管理が必要であって、保健福祉部⁽⁶⁾長官が指定する感染症を含む。
- イ．ペスト
 - ロ．黄熱病
 - ハ．デング熱
 - ニ．ウイルス性出血熱
 - ホ．天然痘

(3) 原文の直訳は「b型ヘモフィルスインフルエンザ」である。

(4) 原文の直訳は「髄膜球菌性髄膜炎」である。

(5) 原文の直訳は「ビブリオ敗血症」である。

(6) 部は省に相当。

- ヘ． ボツリヌス症
 - ト． 重症急性呼吸器症候群（SARS）
 - チ． 動物由来感染症⁽⁷⁾
 - リ． 新型インフルエンザ
 - ヌ． 野兔病
 - ル． Q 熱
 - ヲ． ウエストナイル熱
 - ワ． 新型感染症症候群
 - カ． ライム病
 - ヨ． ダニ媒介脳炎
 - タ． 類鼻疽
 - レ． チクングニヤ熱
 - ソ． 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）
 - ツ． 中東呼吸器症候群（MERS）
6. 「第5群感染症」とは、寄生虫に感染して発生する感染症であって、定期的な調査を通じた監視を必要とし、保健福祉部令で定めるものをいう。ただし、急速な国内流入又は流行が予見され、緊急に予防・管理が必要であって、保健福祉部長官が指定する感染症を含む。
 7. 「指定感染症」とは、第1群感染症から第5群感染症までの感染症その他流行状況を調査するために監視活動が必要であって、保健福祉部長官が指定する感染症をいう。
 8. 「世界保健機関監視対象感染症」とは、世界保健機関が国際公衆保健の非常事態に備えるため、監視対象に指定した疾患であって、保健福祉部長官が告示する感染症をいう。
 9. 「生物テロ感染症」とは、故意又はテロ等を目的として利用された病原体により発生した感染症のうち、保健福祉部長官が告示するものをいう。
 10. 「性媒介感染症」とは、性接触を通じて伝播する感染症のうち、保健福祉部長官が告示するものをいう。
 11. 「人獣共通感染症」とは、動物と人との間で相互に伝播する病原体により発生する感染症のうち、保健福祉部長官が告示するものをいう。
 12. 「医療関連感染症」とは、患者や妊婦等が医療行為の適用を受ける過程において発生した感染症であって、監視活動が必要で保健福祉部長官が告示するものをいう。
 13. 「感染症患者」とは、感染症の病原体が人体に侵入して症状を呈する者であって、第11条第6項で定める診断基準による医師若しくは韓医師⁽⁸⁾の診断又は保健福祉部令で定める機関（以下「感染症病原体確認機関」という。）の実験室検査を通じて確認されたものをいう。
 14. 「感染症疑似症患者」とは、感染症病原体が人体に侵入したものと疑われ、又は感染症患者として確認される前段階にいる者をいう。
 15. 「病原体保有者」とは、臨床的な症状はないが、感染症病原体を保有している者をいう。

(7) 原文の直訳は「動物インフルエンザ人体感染症」である。

(8) 韓国の伝統医学に基づいた医療行為を行う医師であって、国家資格である韓医師資格を有するもの。

16. 「監視」とは、感染症発生に関連する資料及び媒介物についての資料の体系的かつ持続的な収集、分析及び解釈を行い、その結果を必要とする者に適時に配布し、感染症の予防及び管理に使用する一切の過程をいう。
17. 「疫学調査」とは、感染症患者、感染症疑似症患者又は病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合に、感染症の遮断、拡大防止等のために感染症患者等の発生規模を把握し感染源を追跡する等の活動、及び感染症予防接種後の異常反応事例が発生した場合に、その原因を究明するために行う活動をいう。
18. 「予防接種後異常反応」とは、予防接種後、その接種により発生し得る全ての症状又は疾病であつて、当該予防接種と時間的関連性があるものをいう。
19. 「高危険病原体」とは、生物テロの目的で利用され、又は事故等により外部に流出した場合、国民の健康に深刻な危険をもたらし得る感染症病原体であつて、保健福祉部令で定めるものをいう。
20. 「管理対象海外新感染症」⁽⁹⁾とは、既存の感染症の変異及び変種又は従来知られていなかった新しい病原体により発生して国際的に保健問題を引き起こし、国内流入に備えなければならない感染症であつて、保健福祉部長官が指定するものをいう。

第3条（他の法律との関係）

感染症の予防及び管理に関し、他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律の定めるところによる。

第4条（国及び地方公共団体の責務）

- ① 国及び地方公共団体は、感染症患者の人間としての尊厳と価値を尊重し、その基本的権利を保護し、法律の規定によらない限り就業制限等の不利益を与えてはならない。
- ② 国及び地方公共団体は、感染症の予防及び管理のため、次の各号に掲げる事業を行わなければならない。
 1. 感染症の予防及び防疫対策
 2. 感染症患者等の診療及び保護
 3. 感染症予防のための予防接種計画の策定及び実施
 4. 感染症に関する教育及び広報
 5. 感染症に関する情報の収集、分析及び提供
 6. 感染症に関する調査研究
 7. 感染症病原体の検査、保存、管理及び薬剤耐性監視
 8. 感染症予防のための専門人材養成
 9. 感染症管理情報の交換等のための国際協力
 10. 感染症の治療及び予防のための薬品等の備蓄
 11. 感染症管理事業の評価
 12. 気候変動、少子高齢化等の人口変動要因による感染症発生の調査研究及び予防対策の策定
 13. ハンセン病の予防及び診療業務を遂行する法人又は団体に対する支援
 14. 感染症の予防及び管理のための情報システムの構築及び運営
 15. 海外新感染症の国内流入に備える計画の準備、教育及び訓練
 16. 海外新感染症の発生動向の持続的把握及び危険性評価並びに管理対象海外新感染症

(9) 原文の直訳は「管理対象海外新種感染症」である。

の指定

17. 管理対象海外新感染症に関する病原体等の情報収集、特性分析及び研究を通じた予防、対応体制の整備、報告書の発刊及び指針（マニュアルを含む）の告示

- ③ 国及び地方公共団体（教育監⁽¹⁰⁾を含む）は、感染症の効率的な治療及び拡大防止のため、疾病の情報並びに発生及び伝播の状況を共有し、相互に協力しなければならない。
- ④ 国及び地方公共団体は、感染症の発生の監視・予防のため、「医療法」⁽¹¹⁾の規定による医療機関及び医療従事者団体と関連情報を共有しなければならない。

第5条（医療従事者等の責務及び権利）

- ① 「医療法」の規定による医療従事者及び医療機関の長等は、感染症患者の診療に関する情報の提供を受ける権利を有し、感染症患者の診断及び治療等により発生した被害に対し、補償を受けることができる。
- ② 「医療法」の規定による医療従事者及び医療機関の長等は、感染症患者の診断、管理、治療等に最善を尽くさなければならない。保健福祉部長官又は地方公共団体の長の行政命令に積極的に協力しなければならない。
- ③ 「医療法」の規定による医療従事者及び医療機関の長等は、国及び地方公共団体が遂行する感染症の発生監視、予防、管理及び疫学調査業務に積極的に協力しなければならない。

第6条（国民の権利及び義務）

- ① 国民は、感染症により隔離及び治療を受けるときは、これによる被害の補償を受けることができる。
- ② 国民は、感染症の発生状況、感染症の予防及び管理等に関する情報並びに対応方法を知る権利を有し、国及び地方公共団体は、迅速に情報を公開しなければならない。
- ③ 国民は、医療機関においてこの法律の規定による感染症に関する診断及び治療を受ける権利を有し、国及び地方公共団体はこれに要する費用を負担しなければならない。
- ④ 国民は、治療、隔離措置等、国及び地方公共団体の感染症の予防及び管理のための活動に積極的に協力しなければならない。

第2章 基本計画及び事業

第7条（感染症予防及び管理計画の策定等）

- ① 保健福祉部長官は、感染症の予防及び管理に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を5年ごとに策定・実施しなければならない。
- ② 基本計画には、次の各号に掲げる事項が含まれていなければならない。
 - 1. 感染症の予防・管理の基本目標及び推進方向
 - 2. 主要感染症の予防・管理に関する事業計画及び推進方法
 - 3. 感染症専門人材の養成策
 - 3の2. 「医療法」第3条第2項各号の規定による医療機関別の感染症危機対応力強化策
 - 4. 感染症の統計及び情報の管理策
 - 5. 感染症関連情報の医療機関間における共有策

(10) 地方公共団体における公選職の教育行政の長。

(11) 「의료법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1549&PROM_DT=20150622&PROM_NO=13367〉

6. その他感染症の予防及び管理に必要な事項

- ③ 特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）及び市長・郡守・区長（自治区の区長をいう。以下同じ。）⁽¹²⁾ は、基本計画に基づいて施行計画を策定・実施しなければならない。
- ④ 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、基本計画又は第3項の規定による施行計画の策定・実施に必要な資料の提供等を、関係行政機関又は関係団体に要請することができる。
- ⑤ 第4項の規定により要請を受けた関係行政機関又は関係団体は、特別な事由がない限りこれに従わなければならない。

第8条（感染症管理事業支援機構の運営）

- ① 保健福祉部長官及び市・道知事は、第7条の規定による基本計画及び施行計画の実施、国際協力等の業務を支援するため、民間専門家で構成された感染症管理事業支援機構を置くことができる。
- ② 国及び地方公共団体は、感染症管理事業支援機構の運営等に必要な予算を支援することができる。
- ③ 第1項及び第2項の規定による感染症管理事業支援機構の設置・運営及び支援等に必要な事項は、大統領令で定める。

第8条の2（感染症病院）

- ① 国は、感染症の研究・予防、専門家の養成及び教育、患者の診療及び治療等のための施設、人員並びに研究能力を備えた感染症専門病院又は感染症研究病院を設立し、又は指定し運営する。
- ② 国は、感染症患者の診療及び治療等のため、圏域別に保健福祉部令で定める一定規模以上の病床（陰圧病床⁽¹³⁾及び隔離病床を含む。）を備えた感染症専門病院を設立し、又は指定し運営する。
- ③ 国は、予算の範囲で第1項及び第2項の規定による感染症専門病院又は感染症研究病院を設立し、又は指定し運営するのに必要な予算を支援することができる。
- ④ 第1項及び第2項の規定による感染症専門病院又は感染症研究病院を設立し、又は指定し運営するのに必要な手続、方法、支援内容等の事項は、大統領令で定める。

第9条（感染症管理委員会）

- ① 感染症の予防及び管理に関する主要施策を審議するため、保健福祉部に感染症管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- ② 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 1. 基本計画の策定
 - 2. 感染症関連医療の提供
 - 3. 感染症に関する調査及び研究
 - 4. 感染症の予防、管理等に関する知識の普及及び感染症患者等の人権向上
 - 5. 第20条の規定による解剖命令に関する事項
 - 6. 第32条第2項の規定による予防接種の実施基準及び方法に関する事項

(12) 特別市（ソウル市）、広域市（仁川市、光州市、大田市、大邱市、釜山市及び蔚山市）、道（済州道以外）、特別自治道（済州道）は広域自治体であり、市（特別市及び広域市以外）、郡、区（特別市及び広域市の中の自治区）は基礎自治体である。

(13) 室内の空気が外部に漏れないよう、気圧を周囲よりも低く設定した病床。空気感染による感染症の拡大を防ぐ効果があり、主として感染症患者の治療に用いられる。

7. 第 34 条の規定による感染症危機管理対策の策定及び実施
8. 第 40 条第 1 項及び第 2 項の規定による予防・治療医薬品及び装備等の事前備蓄、長期購買及び生産に関する事項
- 8 の 2. 第 40 条の 2 の規定による医薬品供給の優先順位等の分配基準その他必要な事項の決定
9. 第 71 条の規定による予防接種等による被害に対する国家補償に関する事項
10. その他感染症の予防及び管理に関する事項であつて、委員長が委員会の会議に付すもの

第 10 条（委員会の構成）

- ① 委員会は、委員長 1 人及び副委員長 1 人を含め、20 人以内の委員で構成する。
- ② 委員長は保健福祉部次官とし、副委員長は委員の中から委員長が指名し、委員は次の各号のいずれかに該当する者の中から保健福祉部長官が任命し、又は委嘱する者とする。
 1. 感染症の予防業務又は管理業務を担当する公務員
 2. 感染症又は感染管理を専攻した医療従事者
 3. 感染症に関連した専門知識を有する者
 4. 「非営利民間団体支援法」⁽¹⁴⁾ 第 2 条の規定による非営利民間団体が推薦する者
 5. その他感染症に関する知識及び経験が豊富な者
- ③ 委員会の業務を効率的に遂行するため、委員会の委員及び外部専門家で構成される分野別専門委員会を置くことができる。
- ④ 第 1 項から第 3 項までに規定した事項のほか、委員会及び専門委員会の構成、運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 3 章 通報及び報告

第 11 条（医師等の通報）

- ① 医師又は韓医師は、次の各号のいずれかに該当する事実（第 16 条第 6 項の規定により標本監視対象となる感染症による場合を除く。）があるときは、所属医療機関の長に報告しなければならない。当該患者及びその同居人に、保健福祉部長官が定める感染防止方法等を指導しなければならない。ただし、医療機関に所属していない医師又は韓医師は、その事実を管轄保健所長に通報しなければならない。
 1. 感染症患者等を診断し、又はその死体を検案したとき。
 2. 予防接種後、異常反応者を診断し、又はその死体を検案したとき。
 3. 感染症患者等が第 1 群感染症から第 4 群感染症までに該当する感染症で死亡したとき。
- ② 感染症病原体確認機関に所属する職員は、実験室検査等を通じて感染症患者等を発見したときは、その事実を感染症病原体確認機関の長に報告しなければならない。
- ③ 第 1 項及び第 2 項の規定により報告を受けた医療機関の長又は感染症病原体確認機関の長は、第 1 群感染症から第 4 群感染症までの場合は遅滞なく、第 5 群感染症及び指定感染症の場合は 7 日以内に保健福祉部長官又は管轄保健所の長に通報しなければならない。

(14) 「비영리민간단체 지원법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1692&PROM_DT=20150518&PROM_NO=13290〉

- ④ 陸軍、海軍、空軍又は国防部直轄部隊に所属する軍医官は、第1項各号のいずれかに該当する事実（第16条第6項の規定により標本監視対象となる感染症による場合を除く。）があるときは、所属部隊長に報告しなければならない、報告を受けた所属部隊長は、管轄保健所長に遅滞なく通報しなければならない。
- ⑤ 第16条第1項の規定による感染症標本監視機関は、第16条第6項の規定により標本監視対象となる感染症により第1項第1号又は第3号の規定に該当する事実があるときは、保健福祉部令で定めるところにより、保健福祉部長官又は管轄保健所長に通報しなければならない。
- ⑥ 第1項から第5項までの規定による感染症患者等の診断基準、通報の方法及び手続等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。

第12条（その他の通報義務者）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、第1群感染症の感染症患者等若しくは第1群感染症若しくはその疑似症による死亡者がいる場合又は第2群感染症から第4群感染症までに該当する感染症のうち、保健福祉部令で定める感染症が発生したときは、医師若しくは韓医師の診断若しくは検案を要求し、又は当該住所地を管轄する保健所の長に通報しなければならない。
 1. 一般家庭においては世帯を同じくする世帯主。ただし、世帯主が不在であるときは、その世帯員
 2. 学校、病院、官公署、会社、公演場、礼拝場所、船舶・航空機・列車等の運送手段、各種事務所・事業所、飲食店、宿泊場所その他多数の者が集まる場所であつて、保健福祉部令で定める場所の管理人、経営者又は代表者
- ② 第1項の規定による通報義務者でない場合であっても、感染症患者等又は感染症による死亡者と疑われる者を発見したときは、保健所の長に通報しなければならない。
- ③ 第1項の規定による通報の方法及び期間、第2項の規定による通報の方法及び手続等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。

第13条（保健所長等の報告）

- ① 第11条及び第12条の規定により通報を受けた保健所長は、その内容を管轄する特別自治道の知事又は〔管轄する市・郡・区の〕市長・郡守・区長に報告しなければならない。報告を受けた特別自治道知事又は市長・郡守・区長は、これを保健福祉部長官及び市・道知事にそれぞれ報告しなければならない。
- ② 第1項の規定による報告の方法及び手続等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。

第14条（人獣共通感染症の通報）

- ① 「家畜伝染病予防法」⁽¹⁵⁾第11条第1項第2号の規定により通報を受けた特別自治道知事（特別自治道の洞⁽¹⁶⁾地域に限る。）、市長（区を置かない市の市長をいい、都農複合形態の市⁽¹⁷⁾においては家畜等の所在地が洞地域の場合に限る。）、区長（都農複合形態の市の区においては、家畜等の所在地が洞地域の場合に限る。）、邑長又は面長は、同法の規定による家畜伝染病のうち、次の各号のいずれかに該当する感染症のときは、直ちに疾病

(15) 「가축전염병 예방법」(http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1340&PROM_DT=20150622&PROM_NO=13353)

(16) 洞、邑及び面はいずれも基礎自治体の下の行政区画である。

(17) 市（都市部）とその周辺の郡（農村地域）の合併により誕生した市。

管理本部長に通報しなければならない。

1. 炭疽症
 2. 高病原性鳥インフルエンザ
 3. 狂犬病
 4. その他大統領令で定める人獣共通感染症
- ② 第1項の規定による通報を受けた疾病管理本部長は、感染症の予防及び拡大防止のため、この法律の規定による適切な措置を講じなければならない。
- ③ 第1項の規定による通報を受けた行政機関の長は、通報者の要請があるときは、通報者の身元を外部に公開してはならない。
- ④ 第1項の規定による通報の方法及び手続等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。

第15条（感染症患者等の把握及び管理）

保健所長は、管轄区域に居住する感染症患者等に関し、第11条及び第12条の規定による通報を受けたときは、保健福祉部令で定めるところにより記録し、その名簿（電子文書を含む。）を管理しなければならない。

第4章 感染症監視及び疫学調査等

第16条（感染症標本監視等）

- ① 保健福祉部長官は、感染症発生の医科学的な監視のため、疾病の特性及び地域を考慮し、「保健医療基本法」⁽¹⁸⁾の規定による保健医療機関その他の機関又は団体を感染症標本監視機関に指定することができる。
- ② 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、第1項の規定により指定を受けた感染症標本監視機関（以下「標本監視機関」という。）の長に、感染症の標本監視に関連して必要な資料の提出を要求し、又は感染症の予防・管理に必要な協力を要請することができる。この場合において標本監視機関は、特別な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ③ 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、第2項の規定により収集した情報のうち、国民の健康に関する重要な情報を関連する機関・団体・施設又は国民に提供しなければならない。
- ④ 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、標本監視活動に必要な経費を標本監視機関に支援することができる。
- ⑤ 保健福祉部長官は、標本監視機関が感染症の発生監視業務を怠る等、保健福祉部令で定める事由に該当するときは、その指定を取り消すことができる。
- ⑥ 第1項の規定による標本監視の対象となる感染症並びに標本監視機関の指定及び指定取消しの事由等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。
- ⑦ 疾病管理本部長は、感染症が発生し、又は流行する可能性があり、関連情報を確保する緊急の必要があると認めるときは、「公共機関の運営に関する法律」⁽¹⁹⁾の規定による公

(18) 「보건의료기본법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1690&PROM_DT=20130604&PROM_NO=11855〉

(19) 「공공기관의 운영에 관한 법률」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2034&PROM_DT=20140528&PROM_NO=12673〉

共機関のうち、大統領令で定める公共機関の長に情報提供を要求することができる。この場合において、情報提供の要求を受けた機関の長は、正当な事由がない限り、これに従わなければならない。

- ⑧ 第7項の規定により提供を受ける情報の内容、手続及び情報の取扱いに必要な事項は、大統領令で定める。

第17条（実態調査）

- ① 保健福祉部長官及び市・道知事は、感染症の管理及び感染実態を把握するため、実態調査を実施することができる。
- ② 第1項の規定による実態調査に含まれるべき事項、実態調査の方法及び手続等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。

第18条（疫学調査）

- ① 疾病管理本部長、市・道知事又は市長・郡守・区長は、感染症が発生し流行するおそれがあると認めるときは、遅滞なく疫学調査を行わなければならない。その結果に関する情報を必要な範囲において当該医療機関に提供しなければならない。ただし、[感染]地域拡大防止等のために必要なときは、他の医療機関に[も]提供しなければならない。
- ② 疾病管理本部長、市・道知事又は市長・郡守・区長は、疫学調査を行うために疫学調査班をそれぞれ設置しなければならない。
- ③ 何人も、疾病管理本部長、市・道知事又は市長・郡守・区長が実施する疫学調査において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
1. 正当な理由なく疫学調査を拒否し、妨害し、又は回避する行為
 2. 虚偽の陳述をし、又は虚偽の資料を提出する行為
 3. 故意に事実を告げず、又は隠蔽する行為
- ④ 第1項の規定による疫学調査の内容・時期及び方法並びに第2項の規定による疫学調査班の構成・任務等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第18条の2（疫学調査の要請）

- ① 「医療法」の規定による医療従事者又は医療機関の長は、感染症又は原因不明の疾病が発生し、又は発生するおそれがあるときは、保健福祉部長官又は市・道知事に、第18条の規定による疫学調査を実施することを要請することができる。
- ② 第1項の規定による要請を受けた保健福祉部長官又は市・道知事は、疫学調査を実施するか否か及びその事由等を、遅滞なく当該医療従事者又は医療機関の開設者に通知しなければならない。
- ③ 第1項の規定による疫学調査の実施要領及び第2項の規定による通知の方法、手続等に必要な事項は、保健福祉部令で定める。

第18条の3（疫学調査人材の養成）

- ① 保健福祉部長官は、第60条の2第2項各号に該当する者に対し、定期的な疫学調査に関する教育・訓練を実施することができる。
- ② 第1項の規定による教育・訓練課程その他必要な事項は、保健福祉部令で定める。

第18条の4（資料提出要求等）

- ① 保健福祉部長官は、第18条の規定による疫学調査等を効率的に実施するために、関係中央行政機関の長、大統領令で定める機関及び団体等に対し、疫学調査に必要な資料提出を要求することができる。
- ② 保健福祉部長官は、第18条の規定による疫学調査を実施するときは、必要に応じて

関係中央行政機関の長に職員の派遣等に必要な支援を要請することができる。

- ③ 第1項の規定による資料提出要求、第2項の規定による支援要請等を受けた者は、特別な事情がない限り、[当該要求、当該要請等に]従わなければならない。
- ④ 第1項の規定による資料提出要求、第2項の規定による支援要請等の範囲、方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第19条～第20条の2（略）

第5章 高危険病原体（略）

第6章 予防接種（略）

第7章 感染伝播の遮断措置

第34条（感染症危機管理対策の策定・実施）

- ① 保健福祉部長官は、感染症の拡大又は海外新感染症の国内流入による被害状況に対処するため、委員会の審議を経て感染症危機管理対策（以下「感染症危機管理対策」という。）を策定・実施しなければならない。
- ② 感染症危機管理対策には、次の各号に掲げる事項が含まれていなければならない。
 - 1. 被害発生及び海外新感染症流入に対する対応体制及び機関別の役割
 - 2. 被害[状況]及び危機状況の判断、危機警報の決定及び管理体制
 - 3. 感染症危機時に動員しなければならない医療従事者等の専門人材、施設、医療機関の名簿作成
 - 4. 医療用品の備蓄及び調達の方法
 - 5. 被害[状況]及び危機状況別の国民行動要領、動員対象の人員、施設及び機関に対する教育及び図上演習等、実際の状況に備える訓練
 - 6. その他被害状況及び危機状況の克服のために必要と保健福祉部長官が認める事項
- ③ 保健福祉部長官は、感染症危機管理対策の規定による定期的な訓練を実施しなければならない。
- ④ 感染症危機管理対策の策定、実施等に必要な事項は、大統領令で定める。

第34条の2（感染症危機時の情報公開）

- ① 保健福祉部長官は、国民の健康に危害を与える感染症の拡大時、感染症患者の移動経路、移動手段、診療医療機関、接触者の現況等、国民が感染症予防のために知らなければならない情報を迅速に公開しなければならない。ただし、公開された事項のうち、事実と異なる[とき]又は意見を有する当事者[がいるとき]は、保健福祉部長官に異議申立てを行うことができる。
- ② 第1項の規定による情報公開の範囲、手続、方法等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。

第35条（市・道別感染症危機管理対策の策定等）

- ① 保健福祉部長官は、第34条第1項の規定により策定した感染症危機管理対策を市・道知事に通知しなければならない。
- ② 市・道知事は、第1項の規定により通知された感染症危機管理対策に基づき、特別市・広域市・道・特別自治道（以下「市・道」という。）別の感染症危機管理対策を策定・

実施しなければならない。

第 35 条の 2（災難時の医療従事者に対する虚偽陳述等の禁止）

何人も、感染症に関して「災難及び安全管理基本法」第 38 条第 2 項の規定による注意以上の予報又は警報の発令後は、医療従事者に対して医療機関の来院履歴、受診履歴等、感染の有無の確認に必要な事実に関し、虚偽の陳述をし、虚偽の資料を提出し、故意に事実を告げず、又は故意に事実を隠蔽してはならない。

第 36 条（感染症管理機関の指定等）

- ① 市・道知事又は市長・郡守・区長は、保健福祉部令で定めるところにより、「医療法」の規定による医療機関を感染症管理機関に指定することができる。
- ② 第 1 項の規定により指定された医療機関（以下「感染症管理機関」という。）の長は、保健福祉部令で定めるところにより、感染症を予防し、感染症患者等を診療する施設（以下「感染症管理施設」という。）を設置しなければならない。この場合において、保健福祉部令で定める一定規模以上の感染症管理機関には、感染症の伝播を防ぐため、前室及び陰圧施設等を備えた 1 人用病室を、保健福祉部令で定める基準により設置しなければならない。
- ③ 市・道知事又は市長・郡守・区長は、感染症管理施設の設置及び運営にかかる費用を感染症管理機関に支援しなければならない。
- ④ 感染症管理機関ではない医療機関が感染症管理施設を設置・運営しようとするときは、保健福祉部令で定めるところにより、特別自治道知事又は市長・郡守・区長に申しなければならない。
- ⑤ 市・道知事又は市長・郡守・区長は、感染症発生等の緊急の状況が発生したときは、感染症管理機関に診療開始等に必要な事項を指示することができる。

第 37 条（感染症危機時の感染症管理機関の設置等）

- ① 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、感染症患者が大量に発生し、又は第 36 条の規定により指定された感染症管理機関だけでは感染症患者等をすべて収容することが困難なときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
 1. 第 36 条の規定により指定された感染症管理機関ではない医療機関を一定期間感染症管理機関として指定すること。
 2. 隔離所、療養所又は診療所の設置・運営
- ② 第 1 項第 1 号の規定により指定された感染症管理機関の長は、保健福祉部令で定めるところにより、感染症管理施設を設置しなければならない。
- ③ 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、第 2 項の規定による施設の設置及び運営に要する費用を感染症管理機関に支援しなければならない。
- ④ 第 1 項第 1 号の規定により指定された感染症管理機関の長は、正当な理由なく第 2 項の規定による命令を拒否することができない。
- ⑤ 市・道知事又は市長・郡守・区長は、感染症発生等の緊急の状況が発生したときは、[第 1 項第 1 号の規定による] 感染症管理機関に診療開始等に必要な事項を指示することができる。

第 38 条（感染症患者等の入所拒否禁止）

感染症管理機関は、正当な理由なく感染症患者等の入所を拒否することができない。

第 39 条（感染症管理施設等の設置及び管理方法）

感染症管理施設及び第 37 条の規定による隔離所、療養所又は診療所の設置及び管理

方法等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。

第 39 条の 2（感染症管理施設の評価）

保健福祉部長官、市・道知事及び市長・郡守・区長は、感染症管理施設を定期的に評価し、その結果を施設の監督・支援等に反映させることができる。この場合において、評価の方法、手続、時期及び監督・支援の内容等は、保健福祉部令で定める。

第 40 条（生物テロ感染症等に備えた医薬品及び装備の備蓄）

- ① 保健福祉部長官は、生物テロ感染症その他感染症の大流行のおそれがあるときは、委員会の審議を経て予防・治療医薬品及び装備等の品目を定め、あらかじめ備蓄し、又は長期購買のための契約を行うことができる。
- ② 保健福祉部長官は、「薬事法」⁽²⁰⁾ 第 31 条の規定にもかかわらず、生物テロ感染症その他感染症の大流行のおそれがあるときは、予防・治療医薬品を定め、医薬品製造業者に生産させることができる。
- ③ 保健福祉部長官は、第 2 項の規定による予防・治療医薬品の効果及び異常反応に関して調査し、異常反応事例が発生したときは、第 18 条の規定により疫学調査を行わなければならない。

第 40 条の 2（感染症に備えた医薬品供給の優先順位等の分配基準）

保健福祉部長官は、生物テロ感染症その他感染症の大流行に備え、第 40 条第 1 項及び第 2 項の規定により備蓄し、又は生産した医薬品の供給の優先順位等の分配基準その他必要な事項を、委員会の審議を経て定めることができる。

第 41 条（感染症患者等の管理）

- ① 感染症の中で特に伝播の危険 [性] が高い感染症であつて、保健福祉部長官が告示した感染症に罹患した感染症患者等は、感染症管理機関において入院治療を受けなければならない。
- ② 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、感染症管理機関の病床が飽和状態に至り、感染症患者等の収容が困難なときは、感染症管理機関ではない他の医療機関において入院治療させることができる。
- ③ 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、次の各号のいずれかに該当する者に、自宅又は感染症管理施設において治療させることができる。
 1. 第 1 項及び第 2 項の規定による入院治療対象者ではない者
 2. 感染症患者等と接触し、感染症に感染又は伝播するおそれがある者
- ④ 第 1 項から第 3 項までの規定による自宅治療及び入院治療の方法及び手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第 41 条の 2（事業主の協力義務）

- ① 事業主は、勤労者がこの法律の規定により入院又は隔離されたときは、「勤労基準法」⁽²¹⁾ 第 60 条 [の規定による有給休暇] のほかに、当該入院又は隔離の間、有給休暇を与えることができる。この場合において、事業主が国から有給休暇のための費用の支援を受けたときは、有給休暇を与えなければならない。
- ② 事業主は、第 1 項の規定による有給休暇を理由に解雇その他不利な処遇をしてはなら

(20) 「약사법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1545&PROM_DT=20150724&PROM_NO=13425〉

(21) 「근로기준법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1531&PROM_DT=20140324&PROM_NO=12527〉

ず、有給休暇期間は、当該勤労者を解雇することができない。ただし、事業を継続することができないときは、その限りでない。

- ③ 国は、第1項の規定による有給休暇のための費用を支援することができる。
- ④ 第3項の規定による費用の支援の範囲及び申請・支援手続等に必要な事項は、大統領令で定める。

第42条（感染症に関する強制処分）

- ① 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、関係公務員に、次の各号のいずれかに該当する感染症患者等がいると認められる住居施設又は船舶、航空機、列車等の運送手段その他の場所に立ち入り、必要な調査又は診察をさせることができ、その診察の結果、感染症患者等とみとめられたときは、[当該感染症患者等に] 同行して治療を受けさせ、又は入院させることができる。
 - 1. 第1群感染症
 - 2. 第2群感染症中、ジフテリア、はしか及びポリオ
 - 3. 第3群感染症中、結核、猩紅熱及び髄膜炎菌性髄膜炎
 - 4. 第4群感染症中、保健福祉部長官が定める感染症
 - 5. 世界保健機関の監視対象の感染症
 - 6. 生物テロ感染症
- ② 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、第1項の規定による感染症患者等の確認のための調査・診察を拒否する者(以下この条において「調査拒否者」という。)に対しては、当該公務員に、感染症管理機関へ[当該調査拒否者に] 同行し、必要な調査又は診察を受けさせなければならない。
- ③ 第1項及び第2項の規定により調査・診察をし、又は同行する公務員は、その権限を証明する証票を携帯し、それを関係者に提示しなければならない。
- ④ 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、第2項の規定による調査・診察のために必要なときは、管轄警察署長に、これに必要な協力を要請することができる。この場合において、要請を受けた管轄警察署長は、正当な理由がない限り、これに従わなければならない。
- ⑤ 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、調査拒否者を自宅又は感染症管理施設に隔離することができ、第2項の規定による調査・診察の結果、感染症患者等とみとめられたときは、感染症管理施設において治療を受けさせ、又は入院させなければならない。
- ⑥ 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、調査拒否者が感染症患者等ではないとみとめられたときは、第5項の規定による隔離措置を直ちに解除しなければならない。
- ⑦ 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、第5項の規定により調査拒否者を治療・入院させたときは、その事実を調査拒否者の保護者に通知しなければならない。
- ⑧ 第6項の規定にもかかわらず、正当な事由なく隔離措置が解除されないときは、調査拒否者は救済請求を行うことができ、その手続及び方法等に対しては、「人身保護法」⁽²²⁾の規定を準用する。この場合において、調査拒否者は、同法の規定による「被收容者」、隔離措置を命じた保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、「收容者」と

(22) 「인신보호법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2104&PROM_DT=20110804&PROM_NO=11005〉

みなす（ただし、同法第6条第1項第3号の規定は、適用を除外する）。

- ⑨ 第2項及び第5項の規定により調査又は診察をし、又は隔離等を行う機関の指定及び基準等に必要な事項は、大統領令で定める。

第43条～第44条（略）

第45条（業務従事の一時的制限）

- ① 感染症患者等は、保健福祉部令で定めるところにより、業務の性質上、一般人と接触することが多い職業に従事することができず、何人も感染症患者等をそのような職業に雇用することができない。
- ②（略）

第46条（健康診断及び予防接種等の措置）

保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、保健福祉部令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者に健康診断を受けさせ、又は感染症予防に必要な予防接種を受けさせる等の措置を講じることができる。

1. 感染症患者等の家族又は同居人
2. 感染症発生地域に居住する者又はその地域に出入りする者であって、感染症に感染したと疑われるもの
3. 感染症患者等と接触し、感染症に感染したと疑われる者

第47条（感染症流行に対する防疫措置）

保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、感染症が流行したときは、感染症の伝播を防ぐため、次の各号に掲げる全ての措置を講じ、又は必要な一部の措置を講じなければならない。

1. 感染症患者等がいる場所又は感染症病原体に汚染されたと認められる場所に対する次の措置
 - イ. 一時的閉鎖
 - ロ. 一般公衆の出入禁止
 - ハ. 当該場所内の移動制限
 - ニ. その他通行遮断のために必要な措置
2. 医療機関に対する業務停止
3. 感染症病原体に感染したと疑われる者を適当な場所に一定期間入院させ、又は隔離すること。
4. 感染症病原体に汚染され、又は汚染されたと疑われる物の使用、引受け、移動、廃棄若しくは洗浄を禁止すること若しくは焼却をし、又は廃棄処分をすること。
5. 感染症病原体に汚染された場所に対する消毒その他必要な措置を命じること。
6. 一定の場所で洗濯することを防ぎ、又は汚物を一定の場所で処理するよう命じること。

第48条（略）

第8章 予防措置

第49条（感染症の予防措置）

- ① 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、感染症を予防するため、次の各号に掲げる全て又は必要な一部の措置を講じなければならない。

1. 管轄地域に対する交通の全部又は一部を遮断すること。
 2. 興行、集会、祭礼その他多数の者が集合することを制限し、又は禁止すること。
 3. 健康診断、死体検案又は死体解剖を実施すること。
 4. 感染症伝播の危険性がある飲食物の販売・受領を禁止し、又はその飲食物の廃棄その他必要な処分を命じること。
 5. 人獣共通感染症予防のため、殺処分に加わった者又は人獣共通感染症にさらされた者等に対する予防措置を命じること。
 6. 感染症伝播の媒介となる物の所持・移動を制限・禁止し、その物について廃棄、焼却その他必要な処分を命じること。
 7. 船舶・航空機・列車等の運送手段、事業場その他多数の者が集まる場所に医師を配置し、又は感染症予防に必要な施設の設置を命じること。
 8. 公衆衛生に関係のある施設又は場所に対する消毒その他必要な措置を命じ、又は上水道・下水道・井戸・ごみ捨て場・トイレの新設、改造、変更、廃止又は使用を禁止すること。
 9. ねずみ、衛生害虫その他感染症媒介動物の駆除又は駆除施設の設置を命じること。
 10. 一定の場所における漁労・水泳又は一定の井戸の使用を制限し、又は禁止すること。
 11. 感染症媒介の中間宿主となる動物類の捕獲又は生食を禁止すること。
 12. 感染症流行期間中、医療従事者・医療関係業者その他必要な医療関係要員を動員すること。
 13. 感染症病原体に汚染された建物に対する消毒その他必要な措置を命じること。
 14. 感染症病原体に感染したと疑われる者を適当な場所に一定期間入院させ、又は隔離すること。
- ② 市・道知事又は市長・郡守・区長は、第1項第8号及び第10号の規定により飲料水を使用できないようにするときは、その使用禁止期間の間、別途に飲料水を供給しなければならないが、第1項第1号、第2号、第6号、第8号、第10号及び第11号の規定による措置を講じようとするときは、その事実を住民にあらかじめ通知しなければならない。

第50条（その他の感染症予防措置）

- ① 陸軍・海軍・空軍所属部隊の長、国防部直轄部隊の長及び第12条第1項第2号の規定に該当する者は、感染症患者等が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消毒その他必要な措置を講じなければならないが、特別自治道知事又は市長・郡守・区長と協議して感染症予防に必要な追加措置を講じなければならない。
- ② 教育部長官又は教育監は、感染症発生等を理由として「学校保健法」⁽²³⁾第2条第2号の規定による学校に対し、「初等中等教育法」⁽²⁴⁾第64条の規定による休業若しくは休校を命令し、又は「幼児教育法」⁽²⁵⁾第31条の規定による休業又は休園を命令するときは、保健福祉部長官と協議しなければならない。

第51条～第59条（略）

(23) 「학교보건법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0801&PROM_DT=20131230&PROM_NO=12131〉

(24) 「초·중등교육법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0811&PROM_DT=20150327&PROM_NO=13227〉

(25) 「유아교육법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1830&PROM_DT=20150327&PROM_NO=13226〉

第9章 防疫官、疫学調査官、検疫委員、予防委員等

第60条（防疫官）

- ① 保健福祉部長官及び市・道知事は、感染症予防及び防疫に関する業務を担当する防疫官を、所属公務員の中から任命する。ただし、市・道知事は、感染症予防及び防疫に関する業務を処理するために必要なときは、市・郡・区にも防疫官を配置することができる。
- ② 防疫官は、第4条第2項第1号から第7号までに掲げる業務を担当する。ただし、保健福祉部所属防疫官は、同項第8号に掲げる業務も担当する。
- ③ 防疫官は、感染症の国内流入又は流行が予見され、緊急に対処が必要なときは、第4条第2項第1号及び第2号の規定による業務を遂行するため、通行の制限、住民の退避、感染症の媒介となる飲食物・物等の廃棄・焼却、医療従事者等の感染症管理者に対する任務付与及び防疫物資の配置等、感染症発生地域の現場に対する措置権限を有する。
- ④ 感染症発生地域を管轄する「警察法」⁽²⁶⁾第2条の規定による警察官署の長、「消防基本法」⁽²⁷⁾第3条の規定による消防官署の長、「地域保健法」⁽²⁸⁾第10条の規定による保健所の長等の関係公務員並びにその地域内の法人、団体及び個人は、正当な事由がない限り、第3項の規定による防疫官の措置に協力しなければならない。
- ⑤ 第1項から第4項までに規定した事項のほかに、防疫官の資格、職務、措置権限の範囲等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第60条の2（疫学調査官）

- ① 感染症の疫学調査に関する事務を処理するため、保健福祉部に所属する公務員として30人以上、市・道所属公務員として各々2人以上の疫学調査官を置く。ただし、市・道知事は、疫学調査に関する事務を処理するために必要なときは、市・郡・区にも疫学調査官を置くことができる。
- ② 疫学調査官は、次の各号のいずれかに該当する者であって、第18条の3の規定による疫学調査の教育・訓練課程を履修したものの中から任命する。
 1. 防疫、疫学調査又は予防接種業務を担当する公務員
 2. 「医療法」第2条第1項の規定による医療従事者
 3. その他「薬事法」第2条第2項の規定による薬剤師、「獣医師法」⁽²⁹⁾第2条第1項の規定による獣医師等の感染症・疫学関連分野の専門家
- ③ 疫学調査官は、感染症の拡大が予見される緊急の状況であって、直ちに措置を講じなければ感染症が拡大し、公衆衛生に深刻な危害を加えるおそれがあるときは、一時的に第47条第1号のいずれかの措置を講じることができる。
- ④ 「警察法」第2条の規定による警察官署の長、「消防基本法」第3条の規定による消防官署の長、「地域保健法」第10条の規定による保健所の長等の関係公務員は、正当な事由がない限り、第3項の規定による疫学調査官の措置に協力しなければならない。
- ⑤ 疫学調査官は、第3項の規定による措置を講じたときは、直ちに保健福祉部長官又は

(26) 「경찰법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0895&PROM_DT=20150724&PROM_NO=13426〉

(27) 「소방기본법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1793&PROM_DT=20150724&PROM_NO=13438〉

(28) 「지역보건법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0214&PROM_DT=20150518&PROM_NO=13323〉

(29) 「수의사법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1339&PROM_DT=20150120&PROM_NO=13028〉

市・道知事に報告しなければならない。

- ⑥ 保健福祉部長官又は市・道知事は、第2項の規定により任命された疫学調査官に、予算の範囲で職務遂行に必要な費用等を支援することができる。
- ⑦ 第1項から第6項までに規定した事項のほかに、疫学調査官の資格、職務、権限、費用支援等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第60条の3（一時的従事命令）

- ① 保健福祉部長官又は市・道知事は、感染症の流入若しくは流行のおそれがあり、又はすでに発生したときは、期間を定めて、「医療法」第2条第1項の規定による医療従事者に、第36条及び第37条の規定により感染症管理機関に指定された医療機関又は第8条の2の規定により設立され、若しくは指定された感染症専門病院若しくは感染症研究病院において防疫業務に従事するよう命じることができる。
- ② 保健福祉部長官は、感染症が流入し、又は流行する緊急の場合は、第60条の2第2項第2号又は第3号の規定に該当する者を、期間を定めて防疫官に任命し、防疫業務を遂行させることができる。
- ③ 保健福祉部長官又は市・道知事は、感染症の流入又は流行により疫学調査人員が不足したときは、第60条の2第2項第2号又は第3号の規定に該当する者を、期間を定めて疫学調査官に任命し、疫学調査に関する職務を遂行させることができる。
- ④ 第2項又は第3項の規定により、保健福祉部長官又は市・道知事が任命した防疫官又は疫学調査官は、「国家公務員法」⁽³⁰⁾第26条の5の規定による任期制公務員に任用されたものとみなす。
- ⑤ 第1項の規定による従事命令及び第2項の規定による任命の期間・手続等に必要な事項は、大統領令で定める。

第61条～第63条（略）

第10章 経費

第64条～第66条（略）

第67条（国庫負担経費）

次の各号に掲げる経費は、国が負担する。

1. 第4条第2項第2号の規定による感染症患者等の診療及び保護に要する経費
2. 第4条第2項第4号の規定による感染症教育及び広報のための経費
3. 第4条第2項第8号の規定による感染症予防のための専門人材の養成に要する経費
4. 第16条第4項の規定による標本監視活動に要する経費
- 4の2. 第18条の3の規定による教育・訓練に要する経費
5. 第20条の規定による解剖に必要な死体の運送及び解剖後の処理に要する経費
- 5の2. 第20条の2の規定により死体の葬送を行うのに要する経費
6. 第33条の規定による予防接種薬品の生産及び研究等に要する経費
7. 第37条の規定により保健福祉部長官が設置した隔離所・療養所、診療所又は同条の規定により指定された感染症管理機関の感染症管理施設の設置・運営に要する経費
8. 第40条第1項の規定により委員会の審議を経た品目の備蓄又は長期購買のための

(30) 「국가공무원법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1486&PROM_DT=20151224&PROM_NO=13618〉

契約に要する経費

9. 第 41 条及び第 42 条の規定による外国人感染症患者等の入院治療、調査、診察等に要する経費
- 9 の 2. 第 49 条第 1 項第 12 号の規定により国が医療従事者・医療関係業者・医療関係要員等を動員するのに要する手当、治療費又は調剤料
- 9 の 3. 第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定により国が医療従事者等を防疫業務に従事させるのに要する手当等の経費
10. 第 71 条の規定による予防接種等に起因する被害補償のための経費

第 68 条～第 69 条（略）

第 70 条（損失補償）

- ① 保健福祉部長官、市・道知事及び市長・郡守・区長は、次の各号のいずれかに該当する損失を被った者に、第 70 条の 2 の規定による損失補償審議委員会の審議・議決によりその損失を補償しなければならない。
 1. 第 36 条及び第 37 条の規定による感染症管理機関の指定又は隔離所等の設置・運営により発生した損失
 2. この法律の規定による措置により感染症患者、感染症疑似症患者等を診療した医療機関の損失
 3. この法律の規定による医療機関の閉鎖又は業務停止等により医療機関に発生した損失
 4. 第 47 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号、第 48 条第 1 項並びに第 49 条第 1 項第 4 号、第 6 号から第 10 号まで、第 12 号及び第 13 号の規定による措置により発生した損失
 5. 感染症患者等が発生・経由し、又は保健福祉部長官、市・道知事若しくは市長・郡守・区長がその事実を公開し発生した「国民健康保険法」⁽³¹⁾ 第 42 条の規定による療養機関の損失であって、第 1 号から第 4 号までの規定による損失に準じ、第 70 条の 2 の規定による損失補償審議委員会が審議・議決する損失
- ② 第 1 項の規定による損失補償金を受けようとする者は、保健福祉部令で定めるところにより、損失補償請求書に関連書類を添付し保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長に請求しなければならない。
- ③ 第 1 項の規定による補償額を算定するに当たり、損失を被った者が、この法律又は関連法令の規定による措置義務に違反して当該損失を発生させ、又は拡大させたときは、補償金を支給せず、又は補償金を減額して支給することができる。
- ④ 第 1 項の規定による補償の対象・範囲、補償額の算定、第 3 項の規定による支給の除外及び減額の基準等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第 70 条の 2（損失補償審議委員会）

- ① 第 70 条の規定による損失補償に関する事項を審議・議決するため、保健福祉部及び市・道に損失補償審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。
- ② 委員会は、委員長 2 人を含む 20 人以内の委員で構成されるが、保健福祉部に設置された審議委員会の委員長は、保健福祉部次官及び民間委員が共同で就き、市・道に設置された審議委員会の委員長は、副市長又は副知事及び民間委員が共同で就く。
- ③ 審議委員会の委員は、関連分野に対する学識及び経験が豊かな者及び関係公務員の中

(31) 「국민건강보험법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1634&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844〉

から、大統領令で定めるところにより保健福祉部長官又は市・道知事が任命し、又は委嘱する。

④ 審議委員会は、第1項の規定による審議・議決のために必要なときは、関係者に出席又は資料の提出等を要求することができる。

⑤ その他審議委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第70条の3（医療従事者又は医療機関開設者に対する財政的支援）

① 保健福祉部長官、市・道知事及び市長・郡守・区長は、この法律の規定による感染症の発生監視、予防・管理及び疫学調査業務に協力した医療従事者又は医療機関開設者に対し、予算の範囲内で財政的支援を行うことができる。

② 第1項の規定による支援の内容、手続、方法等、支援に必要な事項は、大統領令で定める。

第70条の4（感染症患者等に対する生活支援）

① 保健福祉部長官、市・道知事及び市長・郡守・区長は、この法律の規定により入院又は隔離された者に対し、予算の範囲内で治療費、生活支援その他財政的支援を行うことができる。

② 市・道知事及び市長・郡守・区長は、第1項の規定による者及び第70条の3第1項の規定による医療従事者が、入院又は隔離措置並びに感染症の発生監視、予防・管理及び疫学調査業務への協力等により子どもに対する育児の空白が発生したときは、「子ども保育支援法」⁽³²⁾の規定による子ども保育サービスを提供する等の必要な措置を講じなければならない。

③ 第1項及び第2項の規定による支援・提供のために必要な事項は、大統領令で定める。

第71条～第73条（略）

第11章 補則

第74条（秘密漏洩の禁止）

この法律の規定により健康診断、入院治療、診断等の感染症関連業務に従事する者又は従事した者は、その業務上知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。

第74条の2（資料の提供要請及び検査）

① 保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、感染症管理機関の長等に感染症管理施設又は第37条の規定による隔離所、療養所若しくは診療所の設置及び運営に関する資料の提供を要請することができ、所属公務員に対し、当該施設に立ち入り、関係書類、施設、設備等を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

② 第1項の規定により立ち入り及び検査を行う公務員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係者に提示しなければならない。

第75条～第76条（略）

第76条の2（情報提供要請等）

① 保健福祉部長官又は疾病管理本部長は、感染症の予防及び感染の伝播の遮断のために必要なときは、関係中央機関（その所属機関及び責任運営機関を含む。）の長、地方公共団体の長（「地方教育自治に関する法律」⁽³³⁾第18条の規定による教育監を含む。）、「公

(32) 「아이돌봄 지원법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A3429&PROM_DT=20151201&PROM_NO=13538〉

(33) 「지방교육자치에 관한 법률」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0809&PROM_DT=20150622&PROM_NO=13335〉

共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関、医療機関及び薬局並びに法人、団体及び個人に対し、感染症患者等及び感染のおそれがある者に関する次の各号に掲げる情報提供を要請することができ、要請を受けた者は、これに従わなければならない。

1. 氏名、「住民登録法」⁽³⁴⁾第7条第3項の規定による住民登録番号、住所、電話番号（携帯電話番号を含む。）等の個人情報
 2. 「医療法」第17条の規定による処方箋、同法第22条の規定による診療記録簿等
 3. 保健福祉部長官が定める期間の出入国管理記録
 4. その他移動経路を把握するために大統領令で定める情報
- ② 保健福祉部長官は、感染症の予防及び感染の伝播の遮断のために必要なときは、感染症患者等及び感染のおそれのある者の位置情報〔の提供〕を「警察法」第2条の規定による警察庁、地方警察庁及び警察署（以下この条において「警察官署」という。）の長に要請することができる。この場合において、保健福祉部長官の要請を受けた警察官署の長は、「位置情報の保護及び利用等に関する法律」⁽³⁵⁾第15条及び「通信秘密保護法」⁽³⁶⁾第3条の規定にもかかわらず、「位置情報の保護及び利用等に関する法律」第5条第7項の規定による位置情報事業者、「電気通信事業法」⁽³⁷⁾第2条第8号の規定による電気通信事業者に、感染症患者等及び感染のおそれのある者の位置情報〔の提供〕を要請することができ、要請を受けた位置情報事業者及び電気通信事業者は、正当な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ③ 保健福祉部長官は、第1項及び第2項の規定により収集した情報を、関連中央行政機関の長、地方公共団体の長、国民健康保険公団の理事長、健康保険審査評価院の院長、感染症管理業務を遂行している医療従事者、医療機関その他の団体等に提供することができる。この場合においては、感染症予防及び感染の伝播の遮断のために当該機関が行う業務に関連した情報に限定する。
- ④ 第3項の規定により情報の提供を受けた者は、この法律の規定による感染症関連業務以外の目的で情報を利用することはできず、業務終了時に遅滞なく破棄し、保健福祉部長官に通知しなければならない。
- ⑤ 保健福祉部長官は、第1項及び第2項の規定により収集された情報の主体に、次の各号に掲げる事実を通知しなければならない。
1. 感染症予防及び感染の伝播の遮断のために必要な情報が収集されたという事実
 2. 第1号の規定による情報が他の機関に提供されたときは、その事実
 3. 第2号に掲げる場合であっても、この法律の規定による感染症関連業務以外の目的で情報を利用することはできず、業務終了時に遅滞なく破棄されるという事実
- ⑥ 第3項の規定により情報の提供を受けた者が、この法律の規定に違反して当該情報を処理したときは、「個人情報保護法」⁽³⁸⁾の規定による。
- ⑦ 第3項の規定による情報提供の対象及び範囲、第5項の規定による通知の方法等に関

(34) 「주민등록법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1451&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844〉

(35) 「위치정보의 보호 및 이용 등에 관한 법률」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1880&PROM_DT=20151201&PROM_NO=13540〉

(36) 「통신비밀보호법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0033&PROM_DT=20150106&PROM_NO=12960〉

(37) 「전기통신사업법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1499&PROM_DT=20151201&PROM_NO=13519〉

(38) 「개인정보 보호법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A3370&PROM_DT=20150724&PROM_NO=13423〉

して必要な事項は、保健福祉部令で定める。

第 12 章 罰則

第 77 条（略）

第 78 条（罰則）

第 74 条の規定に違反して業務上知り得た秘密を漏洩した者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン⁽³⁹⁾以下の罰金に処する。

第 79 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 18 条第 3 項の規定に違反した者
2. 第 21 条又は第 22 条第 3 項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報を行った者
3. 第 23 条第 2 項の規定による高危険病原体に対する安全管理点検を拒否し、妨害し又は忌避した者
4. 第 60 条第 4 項の規定に違反した者（ただし、公務員は除く。）
5. 第 76 条の 2 第 4 項の規定に違反した者

第 79 条の 2（罰則）

第 76 条の 2 第 2 項後段の規定に違反し、警察官署の要請を拒否した者は、1 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 80 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、300 万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 37 条第 4 項の規定に違反し、感染症管理施設を設置しなかった者
2. 第 41 条第 1 項の規定に違反し、入院治療を受けない者又は同条第 2 項及び第 3 項の規定に違反し、入院又は治療を拒否した者
3. 第 42 条の規定による強制処分に従わない者
4. 第 45 条の規定に違反し、一般人と接触することが多い職業に従事した者又は感染症患者等をそのような職業に雇用した者
5. 第 47 条又は第 49 条第 1 項（同項第 3 号のうち健康診断に関する事項を除く。）の規定による措置に違反した者
6. 第 52 条第 1 項の規定による消毒業の申告を行わない者又は虚偽その他不正な方法により申告し、消毒業を営んだ者
7. 第 54 条第 1 項の規定で定める基準及び方法により消毒しなかった者

第 81 条～第 82 条（略）

第 83 条（過料）

- ① 第 35 条の 2 の規定に違反し、虚偽の陳述をし、虚偽の資料を提出し、故意に事実を告げず、又は故意に事実を隠蔽した者は、1 千万ウォン以下の過料に処する。
- ② 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万ウォン以下の過料に処する。
 1. 第 28 条第 2 項の規定による報告を行わず、又は虚偽の報告を行った者
 2. 第 51 条第 2 項の規定による消毒を行わなかった者

(39) 1 ウォンは約 0.1 円（2015 年 12 月分報告省令レート）。

3. 第 53 条の規定による休業・廃業又は再開業の申告を行わなかった者
 4. 第 54 条第 2 項の規定による消毒に関する事項を記録・保存せず、又は虚偽の記録を行った者
- ③ 第 1 項及び第 2 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより、保健福祉部長官、管轄する市・道知事、又は市長・郡守・区長が賦課又は徴収する。

附則 <第 13639 号、2015.12.29 >

第 1 条（施行日）

この法律は、公布後 6 か月が経過した日から施行する。ただし、第 64 条第 6 号及び第 65 条第 6 号の改正規定は 2016 年 1 月 1 日から施行し、第 76 条の 2 及び第 79 条の 2 の改正規定は 2016 年 1 月 7 日から施行する。

第 2 条～第 8 条（略）

（ふじわら なつと）